

第2回地域産業活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和4年3月2日（水）10:00～11:56

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）岩下直行座長、本城慎之介座長代理、佐藤主光、御手洗瑞子

（デジタル臨時行政調査会）金丸恭文構成員

（専門委員）青山浩子、有路昌彦、小針美和、南雲岳彦、林いづみ、住田智子、村上文洋

（政府）牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官、井上内閣府審議官

（事務局）村瀬規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：渡邊水産庁漁政部長

農林水産省：藤田水産庁資源管理部長

農林水産省：高瀬水産庁資源管理部審議官

農林水産省：上原農産局穀物課米麦流通加工対策室長

農林水産省：小林大臣官房政策課長

デジタル庁：浅岡参事官

全国漁業協同組合連合会：大森代表理事専務

全国漁業協同組合連合会：中平専務理事

全国漁業協同組合連合会：三浦常務理事

有限会社泉澤水産：泉澤代表取締役

株式会社シーフードレガシー：花岡代表取締役

4. 議題：

（開会）

1. 改正漁業法等の制度運用（資源管理）について（フォローアップ）

2. 水産流通適正化法等の制度運用について（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 定刻になりましたので、「規制改革推進会議 第2回 地域産業活性化ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、マイクアイコンでミュートにさせていただきようお

願いたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いします。

本日は、住田専門委員、村上専門委員に御出席をいただいております。また、デジタル臨時行政調査会より金丸構成員に御出席いただいております。牧島大臣、山田大臣政務官にも御出席をいただいております。

小林副大臣は、公務のため、遅れて御参加の予定でございます。

それでは、牧島大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いたします。

○牧島大臣 よろしく願いたします。お忙しい中、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、前回の議題でありました、改正漁業法等の制度運用（資源管理）を継続して御審議いただくことになっています。

水産流通適正化法の制度運用について、さらなる御議論を先生方からいただければと思います。

改正漁業法の根底をなす資源管理、これは徹底していかなければならないわけですが、引き続き、漁獲データを収集するための漁獲量の正確な計量、そして報告の仕組み、漁協の法令遵守の仕組みやトレーサビリティの強化について、活発な御議論をお願いできればと思います。

また、令和2年12月に成立しました水産流通適正化法が、本年施行される予定と伺っております。この法律において、違法に採捕された水産動植物食の流通を防止する。そうするために、国内で採られる特定の水産動植物については、取引事業者間において、漁獲物ごとの漁獲番号などの伝達をする。この取引記録を作成する、保存するなどの義務を課すなどの規制が行われることになっています。

これをどのように行うかということになるろうかと思いますが、民間事業者において、この漁獲番号の伝達、取引記録の作成、保存などがデジタルで行われるようにすることによって、これは、その業務に当たられる方の業務の改善、また、負担の軽減になるのではないかと考えますので、この取組をお願いしたいと思っています。

さらに将来的には、この制度がデジタル原則に適合した制度になるための検討も念頭に置きながら御議論をいただければと思います。

デジタル庁では、官民連携の上、ペポルをベースとしたデジタルインボイスの普及に向けた取組を推進しています。この説明をデジタル庁としても、今日させていただきますが、ペポルをベースとしたデジタルインボイスにおいては、この漁獲番号も含めて、食品のトレーサビリティに関する情報を取り扱うことは技術的に可能になっています。少し手間があるかもしれませんが、ほんのひと手間ではないかということかと思えますし、既にEUでは、生鮮食料品のトレーサビリティに関する情報を請求データなどに統合する研究開発プロジェクトが行われています。こうした既に行われている海外の事例も参照したいと考えております。

我が国においてもデジタルインボイスを活用して、事業者に負担の少ない形で、食品のトレーサビリティを実現できるようにするために、積極的な検討をお願いできればということで、冒頭、発言をさせていただきました。

本日もどうぞよろしくお願いたします。

○川村参事官 ありがとうございます。

以後の議事進行につきましては、岩下座長をお願いいたします。

○岩下座長 それでは、本日の議題に入ります。

議題1は、今、牧島大臣から御紹介いただきました、前回のワーキング・グループで継続審議としました、改正漁業法の制度運用（資源管理）についてです。

本日は、前回同様、改正漁業法の制度運用の課題について、農林水産省からヒアリングを行います。また、現場における改正漁業法の制度運用の課題について、適宜、御意見をいただくべく、有限会社泉澤水産代表取締役、泉澤宏様、株式会社シーフードレガシー代表取締役、花岡和桂男様に御出席いただくとともに、漁協を監査・指導する立場である全国漁業協同組合連合会にも、質疑応答のため、御出席いただいております。

なお、2月18日開催の第1回地域産業活性化ワーキング・グループにおいて、時間の都合から全国漁業協同組合連合会に御発言いただけなかった内容につきましては、参考資料のとおり、資料の提出をいただいております。

それでは、まず、農林水産省より7分程度で御説明をお願いいたします。

○渡邊部長 水産庁でございます。

本日は、神谷長官は、衆議院の農林水産委員会、参議院の予算委員会に答弁で呼ばれておりますので、この場に御出席することができませんでした。

本日は、漁政部長の渡邊から、まず一通り御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-1を御覧ください。前回の2月18日のワーキング以降、2月21日の段階で、さらにワーキングのほうから15問ほど、追加の御質問をいただいておりますので、それについての回答を作成しております。それを御説明したいと思います。

まず、1つ目ですけれども、焼津事件のような不正によって、漁獲量の報告義務違反に問われるような事態は生じないのかということでございます。

焼津の事案については、捜査当局の事実関係の把握を注視していかなくてはならないのですが、再発防止委員会の報告によれば、陸揚げされた冷凍カツオの一部が市場による計量手続を経ずに、直接加工業者に引き渡されたのが実態ということでございます。

焼津の場合は、船内で急速冷凍されたカツオの陸揚げなのですね。日をまたいで4日ぐらいかかったと言われてはいますが、そのぐらい長期間で行われたということと、陸揚げ場から計量場までの物理的な距離があったことから、漁業者が計量に立ち会っておらず、荷抜きが行われる余地が生じてしまったと考えております。

通常、生鮮の漁獲物の場合には鮮度保持のため、陸揚げから計量まで短時間で行われ、かつ、計量も業者立ち会いのもとで行われております。

したがって、漁協の不正により、漁業者が漁獲量の報告義務違反に問われるような事態は生じていないと考えております。

カツオはTAC魚種ではないので、漁獲量の虚偽報告に直接罰則が適用されるわけではないですが、冷凍カツオが陸揚げされる漁協というのは、全国に漁港は7か所ぐらいありまして、ここでは同様の事態が起こりかねないということなので、遠洋カツオの水揚げ漁協の監督県、全漁連ないしはその漁協を会員とする県漁連会に関しまして、コンプライアンスマニュアルなどに必要なルールの策定や、再教育を位置づけるなどの指導を行ってまいりたいと思っております。

2つ目です。漁獲量の適正な計量と報告は資源管理の観点からも重要で、今回の事案は国際的な信用の失墜にもつながるのではないかと。

そのため、水揚げ量の多い港などでは一層の取組を、一段上の取組を行うべきではないかという御質問でございます。

漁獲量の適正な計量と報告の重要性というのは、資源管理の観点からも重要であるということはもちろんですが、欧州ですとかアメリカの漁業先進国では、漁獲量の確定値というのは、船上で量った数字ではなくて、水揚げ後の商取引において確定された重量というものが正式な漁獲量として扱われております。

その点、日本の場合は漁船の漁獲物がセリの前、商取引の前に、業種別、サイズ別に分別された水揚げ量というものが確定されるということになっておりまして、日本のケースは、そのままデータが資源評価に使用できるという点で、優れたシステムだと考えております。

御懸念の国際的な信用の失墜につきましては、あつてはならないことですが、今回のカツオにつきましては、中西部太平洋全体のカツオの漁獲量200万トン。我が国の海外まき網の漁獲量が12万トンという中の事件ですので、幸いにも今回の事案は、資源評価全体には影響を及ぼすものではないと考えております。

むしろ、焼津漁協で丁寧な仕分けをして漁獲量を決めているわけですが、カツオの場合には、カツオだけが取れるわけではなくて、メバチとかキハダの幼魚というのが取れておりまして、これの実際の漁獲量を実測値として計量できるという非常に珍しいケースで、国際交渉の上でも、この焼津のデータというのは非常に大きく貢献しているということですが、これは陸上で選別をしているから、そういうことができるということなのですが、この部分については、具体的な話を高瀬審議官のほうから後ほど、別紙の1-2を用いて御説明させていただきます。

今回の焼津は、先ほど申し上げたように、計量場に至る前に抜かれたということですので、このようなことが起こるのは、冷凍の状態で大量に陸揚げされる冷凍カツオのみと考えております。

大きな水揚げ港などは、基本的に関係者確認のもとで計量が行われておる状況なのですが、カツオについては今申し上げたようなことですから、先ほど申し上げたように、

遠洋カツオの水揚げ漁協、ないしは県に対しては、しっかり指導を行っていきたいと思っております。

3つ目でございます。焼津の事件を緊急事態と捉えてデジタル技術を最大限に有効活用して、不正防止措置を全国レベルで早急に講じる必要があるのではないかというお話でございます。

先ほど来御説明してはいますが、焼津の事案というのは計量場に行くまでに抜かれてしまったということで、計量自体に疑義があったという事実が現時点で確認されておられません。

世界共通の課題として、様々な魚種のサイズ別の正確な漁獲量を量るということは非常に重要なのですけれども、そのためには陸上での仕分け作業というのが不可欠ということでございます。

日本でも資源評価対象魚種が200種類に拡大してきていますので、迅速なデータ収集がますます重要ですけれども、資源管理のロードマップに基づきまして、産地市場からの水揚げ情報を電子的に収集する体制ですとか、大臣許可漁業の電子的漁獲報告体制の構築を、まず、しっかり努めてまいりたいと思っております。

4は、国内で参考となる事例があるのかということです。先ほども申し上げたように、海外でも水揚げ量の確定データ、水揚げ後の、選別後のデータということでございます。その点、日本のシステムというのは相当に充実したものと考えておりますが、今後改善すべき点としては、手書きの後にパソコンで打ち込むという作業をいかに省力化するかだと思っております。

5番目です。漁獲報告の仕組みについて現場でどのように計測するのか、情報をどのように蓄積するのかというお話でございます。

まず、現場でどのように計測するのかにつきましては、計量方法は、同じ魚種であっても大量に水揚げされている場合と、ごく少数で水揚げされている場合は異なっております。

また、サイズの分け方とか、呼称は、地域の食習慣などに基づきまして異なっているということで、現在、産地市場で行われている計量方法はそういう実情を踏まえたものということなので、そういう手法を尊重しつつ、先ほど申し上げた、水揚げ情報を電子的に収集する体制の構築を進めてまいりたいと思っております。

情報の蓄積のほうについては、前回のワーキングの資料でもお示ししたとおり、市場の仕切りデータというのを、国で一元的に管理するシステム構築に取り組んでおまして、令和3年度までに200市場、4年度に追加で200ということで予算措置を講じているところでございます。

この一元管理されたデータについては、TAC管理に活用するほか、TACの設定水準ですとか、TAC以外の魚種の資源評価の精度向上などに使ってまいりたいと思っております。
○岩下座長 水産庁さん、もう制限時間を過ぎていますので、あとは、文面を読めば分かりますので、以上で終了してください。

○渡邊部長 はい、では、そういうことでよろしく申し上げます。

○岩下座長 かしこまりました。

それでは、委員の皆様及び有識者の方々から御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

まず最初に、泉澤さんからコメントをいただきたいのですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○泉澤代表取締役 御説明ありがとうございます。

この水産庁の回答を拝見いたしますと、計量のこの問題は、冷凍カツオだけの問題であって、計量ルールを示すことだとか、あるいはデジタル技術の活用は難しいよというような回答が目立つように感じますけれども、それから、地方自治との関係では、打ち手が無いというようなことを言っているようにも感じます。

しかし、まず、この計量ルールの点については、私の仲間たちや、漁業者などからは、冷凍カツオに限らず、例えば、あそこの市場に水揚げをすると、目方が出ませんよというような声を聞くことは珍しいことではありません。

そうしたことから、資源管理の観点と、やはり計量のところの漁獲報告に関わる漁協の信頼確保、こういう2つの視点が重要だと思います。

こういった疑念払拭のためには、やはり計量や報告に関する不正防止のための措置を講ずるべく、やはり全国で実態調査を行って、国レベルでの対策を考える必要があるのだと思います。

また、技術的助言には、この通知を作るだけでは、やはり足りないのではないかと思います。例えば、令和3年、この規制改革実施計画に基づいた新規参入を促進するため、新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールというのを作成したわけですが、水産庁が都道府県にこれを通知したわけですが、私の周囲の漁業者でこの通知の存在を知っている人というのは、ほとんどおりません。

昨年、改正漁業法の現場への浸透ということが、規制改革実施計画に盛り込まれましたけれども、このように、やはり国の重要な政策が現場に届いていないということを重く受け止めて対策を考えるべきであろうと思います。

せっかく水産庁が自ら示したこのガイドラインが、その趣旨に適合するように運用されているかどうか、そういったことを確認して、運用されていない場合には、その理由を確認した上でガイドラインの改定などの検討を行うべきではないか。それが、やはり国の仕事ではないのかと思います。

次に、この計量ルールの件についてですけれども、民間の取引の中では、例えば、110キロのマグロを100キロとして販売して、10キロ分の金額は荷造り発送費ですと、荷造り運賃に充てていますよといったようなことが、産地市場ではあるのです。

それで、水産庁の策定した新たな資源管理の推進に向けたロードマップによれば、令和12年度までに、漁獲量を444万トンまで回復させることが目標とされていますが、そうした

全国取引実態によって、例えば目標を達成したりしなかったりするのは、資源管理の重要な統計として機能しないように思います。不漁問題がこれだけ現実化して、資源に関する危機感が増大する中で、最低限その地域ごとにどのような計量の仕方をしているのか、例えば、量りの設定だとか、あるいは水揚げしてから計量場所を持っていくまでの状況、それから現場で計量したデータの事務的な処理など、その一連の実態を調査して、計量のロジックをまず明らかにして、本当は海からどれだけ漁獲しているのかという、その正味重量を算出できるように、やはりするべきだと思います。

最後に、デジタル化の部分ですが、漁協システムの電算化というのは結構進んでいて、私の知っているベンダーさんでは、電子秤と漁協の電算システムを連動させて、資金決済などの情報との連携まで可能にする、そういうシステムを開発しておりました。

そうしたことも踏まえて、紙ベースの概念で考えるのではなくて、トレーサビリティの構築、そういったことでは、デジタル的に考えることで、意外に少ない負担で目標が達成できるのではないのかなと思っております。

私のほうからは、以上です。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

今日は幾つか質問を取りまとめて、農水省さんに御回答いただきたいと思いますので、では、農水省さん、今の泉澤さんの発言をテイクノートしておいてください。

それでは、委員及び有識者の方々から、まず挙手をお願いしたいと思います、時間に限りがあるため、御発言はできるだけ手短にお願いいたします。

それは、まず、村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。

水産庁さんには、追加質問に対して丁寧に御回答いただき、ありがとうございました。

ただ、質問の趣旨と少しずれた回答が散見されましたので、確認をさせていただきたいと思います。6点ありますけれども、それぞれ簡潔にお話しします。

資料1-1の回答をベースにですけれども、まず、1ページ目の漁協の不正によって漁業者が漁獲量の報告義務違反に問われるような事態は生じていないと。ただ、冷凍カツオは、漁獲量、盗難前の水揚げ量が正しく報告されているという理解でよろしいでしょうか、これが1点目です。

2点目、2ページ、冷凍カツオについて数量的には誤差の範囲内という回答ですが、長年にわたって抜き取りが行われていたことを発見できなかったというのは、数値そのものに対する信頼性を損ねるものであり、大きな問題であると考えべきだと思います。誤差の範囲内という軽い見方をすることは間違いだと思います。これが2点目。

3点目、4ページから6ページと9ページに、計量等のデータ収集の取組について書かれていますが、今、泉澤さんからも話がありましたが、計量作業そのもののデジタル化、自動化にもっと積極的に取り組むべきではないでしょうか。カメラとか重量センサーとか、AIなどを使うことで、正確性が高まり、迅速化、省力化ができると思います。

4点目が、8ページ、漁獲量の計量報告は、18日のワーキング論点1で説明したとおりですが、ちょっとこれは再度説明をお願いしたいと思います。

その上で、計量結果とか報告内容をオープンデータとしてインターネットなどで公開することで、信頼性の回復とか、企業や研究者などによる分析、助言を得ることができるのではないかと思います。

あと2点、8ページと10ページで、漁業者、市場、系統外取引データの一元管理システムについて語られていますが、運用開始後も利用実態を把握して、利用者とか、既存システムベンダーの意見を聞いて改善を繰り返していただきたいと思います。そのために予算が必要であれば確保していただきたいと思います。

最後、15ページ、島根漁協の件、5年間も権利侵害の告訴がなされなかったのに、漁業者の利益が適正に守られていると回答がありますが、こういう回答をした根拠を教えてください。

私からは、以上です。よろしく申し上げます。

○岩下座長 ありがとうございます。

若干質問がたまりましたので、では、ここで水産庁さんからの御回答をお願いしたいと思います。泉澤さん及び村上専門委員の御質問に対してコンパクトに御回答ください。

○渡邊部長 すみません、泉澤さんのお話、途中で全く聞こえなくなりましたので、全部にはちょっとお答えできない状況なのですけれども、まず、計量ルールのところで、具体的に、どこどこの市場に出ると数量が出ないとか、そういうお話があるというお話だったのですけれども、具体的にちょっとそういう状況を、どこの市場でそうなっているのかというのを教えていただければ、我々のほうでも調査をして、実態がどうなっているかというのは把握できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あとは、漁業者が実際の新漁業法についてよく御存じないという点、この点、我々水産庁としての努力が足りないということで非常に残念なことをございまして、これからもしっかりと現場に、新しい仕組みを浸透させるべく頑張ってもらいたいと思いますけれども、その届いていないということと、それを踏まえて対策を行うべきというのは、ちょっとレベルの違う話をございまして、新しい仕組みで、しっかり対応できる部分がありますので、そこをしっかりとやっていきたいと思っております。

ここから以降が、ちょっと聞こえなかったもので、最後のデジタル化のところをございまして、デジタル化を進めるべきだというのは、我々もそう思っております。紙ベースだけではなくて、デジタルでいろいろなデータをやり取りするというのは、非常に好ましいことだと思っておりますので、現場でそういうことが浸透できるように進めてまいりたいと思いますけれども、現実問題は、水産の流通も含めて、なかなかデジタル化が遅れている分野でございまして、いきなり高度なことはできないので、レベルの低い部分からだんだんレベルを上げていくという努力をやってまいりたいと思っております。

村上さんの観点でございまして。

冷凍カツオについて、まず1点目、盗難前のデータが集まっているかということだと思いますけれども、その冷凍カツオが揚がるのは7か所で、今回、焼津については問題があったということで、捜査を踏まえて、再発防止策をしっかりと講じてまいりたいと思いますし、ほかの6か所についても、そういう問題が起こるかもしれないというのは、我々も懸念を持っておりますので、しっかり指導してまいりたいと思いますけれども、冷凍カツオは、先ほど申し上げたように冷凍でなおかつ大量に揚がって、水揚げに4日もかかるみたいな、そういう事例は、カツオを水揚げしている場所でしか起こらないということで、焼津のような事件が、ほかの漁港では起こり得ないということを申し上げたということでございます。

2つ目に、数量ごと誤差の範囲はというお話ですけれども、これは、国際的な信用を揺るがすような話かということなので、たまたま焼津の案件については、そうではないですよと申し上げただけでございます。

あと、データ収集について、デジタル化を進めるべきというお話がございました。我々今日御説明したのは、ちょっと高瀬審議官から、この1-2を使って御説明をしたいのですけれども、要は、今のカツオ漁でいうと、カツオだけが、網にかかるのはカツオしかないということであれば、デジタル技術で、そのまま量るというのがあると思うのですけれども、この絵にあるように、キハダとか、メバチが混獲で混ざってしまっていて、4ページを見ていただきますと、皆さん、どれがカツオで、メバチで、キハダか御案内でしょうか。こういうような非常に似通った魚が入ってしまっていて、これを選別しないとデータが取れない。その選別をするのは今の段階では、人でしか選別ができないので、そこはなかなか人手を介さないでデータを取るというのは難しいですよというのを御説明したということですが、ちょっと追加の説明を。

○高瀬審議官 最後の写真なのですけれども、これは、カツオとメバチとキハダが混ざって水揚げされており、その中から、特に小型魚の魚種別の水揚げ数量を集めるということは、資源評価、資源管理上、非常に重要なのですけれども、なかなかこれを機械で選別するまでに、まだ至っておりません。これは、日本だけではなくて、世界的に、まだ、そういう技術開発を一生懸命やっているところではありますけれども、人手を介さないで、今、できていないという状況です。日本の場合、たまたまではありますけれども、カツオをいろんな形で利用するというので、カツオを選り分けて、かつ大きさ別に人の手で選別するというのを、過去、昔からやっていて、非常に有用なデータが集まっているところでもあり、ぜひ、この仕組み自体は残しつつ、いかにデジタル化を進めていくのかということが、今の課題であると認識しております。

○渡邊部長 あと、村上さんから御質問のあった、4番目の8ページにつきまして、計量について、前回のワーキングでお示ししたもののというのは、今日の参考資料の1の漁獲量の報告1から5という、2月18日の水産庁名の、これのことを指しております。

要は、生鮮で水揚げする場合と、冷凍で水揚げする場合というのがありまして、生鮮で

水揚げする場合も、魚種によっていろいろ水揚げの仕方、計量の仕方が違うと、こういうことを申し上げているということでございます。

これについては、当ワーキングに出しておりますので、公表資料になっていると思えますけれども、そういうことでございます。

また、技術的なベンダーさんや何かの改良を進めてもらいたいという話がありました。これは、民間で、そういう活動をしっかりやっていただきたいと思っております。

JFしまねの関係は、これは、各漁協さんの監督権限は県知事さんにあるということでございます。

それで、最後の組合員の利益を守るための制度が必要ではないかという御質問だったので、今ある制度としては、こういうものがあるということをお説明していると。要は、漁協というのは組合員が作っている団体ですから、その役員が何か。

○岩下座長 もう時間を超過しています。コンパクトに答えてくださいとお願いしました。以上で終了します。

今の水産庁さんの回答には、私も大変いろいろ申し上げたことありますし、2人の質問者の方もいろいろあると思いますが、議事を進めるために、とりあえず置いて、次の質問に移りたいと思います。

では、本城さん、お願いします。

○本城座長代理 よろしく申し上げます。

水産庁のほうからの説明で、デジタル化は全くしないということではないということはお理解できました。

ただ、伺っているとデジタル技術、人工知能も含めて、そういった技術を過小評価している部分が非常に大きいのではないのかなという印象を受けました。

デジタル化を進めるという姿勢は分かるのですが、では、どういうビジョンで、どういうロードマップで進めようとしているのかということについて、次回以降で構いませんのでお示しいただければと思います。

例えば、この資料の中の4ページ、5ページのところで手書きのものをデジタルに入力するという部分が基本的なところ言及されています。

一方で、海外、ノルウェーとか、漁業の先進的なデジタル化が進んでいるところでは、例えばトロール漁船の海中カメラに人工知能が含まれていて、それで、どれぐらいの量が捕れているかというのを、要は陸揚げする前にもう把握して、逆にリミットがくると漁ができないというところまで進んでいます。そういった技術をどういうふうに使われていて評価されているのかということも含めて、今後、ロードマップをぜひお示しいただければと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

では、今の御質問をテイクノートしてください。

次は、有路さん、お願いします。

○有路専門委員 水産庁の御報告ありがとうございます。

皆様の御意見と少し違う観点になるかもしれませんが、1つは、水産庁様も含めて、正直、現場のリアリティというか、水産の現場がどの段階にあるかという情報が共有されていない中での議論になっているので、なかなかかみ合っていないのではないかなと思っています。

私は現場の人間なので、水産庁さんが言われている、その難しさということは大変理解しているのですが、カツオとアサリと定置網漁と小底底引き網漁と養殖と、どれも全部違いますので、それぞれのグループによってどういうところからスタートして、どういうふうに対応していかないといけないかというところを、一旦整理されたほうがいいと思います。

その整理の中で、このグループは対応しやすい、このグループは、まだまだ入力方法からスタートしないとイケないとか、その場、その場での問題が発生して、対応のロードマップも変わってくると思いますので、あまり1つにまとめてされないほうがいいのではないかなと思います。

その意味でいうと、正直、水産庁様も、都道府県からの間接情報が多いというところもあると思いますので、ちょっと現地情報が不足されているのではないかなと思います。

あと、もう一件申し上げたいところとしましては、今回のカツオの件にあるように、加工原料のB品のその補填みたいな、「浮き」とかこういう商慣習、あるいは養殖の現場で行われる「水引」、あるいは漁獲のときの選別というところには、その商慣習的に一般的なビジネスとは違うやり方というのは、それぞれに存在しています。

したがって、数字として出てくる間に、何度かの手順を踏まないといけないというところがあるところを、ひとつの方法でまとめて処理するということは現実的にはできないので、では、できないのだったらできるようにするために、どういう整理をしていくのかというところを、ちょっと示していかないと議論は進みにくいと思います。このあたりについて水産庁様も情報収集に努めていただきたいと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

続きまして、住田専門委員、お願いします。

○住田専門委員 ありがとうございます。

先にもう村上専門委員とか、本城さんからも御指摘があったところではあるのですが、計量のデジタル化というところが、やはりすごく重要なかなと思っています。それはやはり適切なルールでしっかり量るということで、正確な情報を最初に得るところが、すごく大事なかなと思っています。

というところで考えたときに、先ほどから皆様からの御指摘もあるとおり、やはり人工知能というところに関する利用というところが、今のところ、そんなに消極的というわけ

ではないのでしょうかけれども、何かすごく困難であるというような形で御報告されているというところに関しては、少しアドバイスを申し上げたいといえますか、人工知能で、人間の目でできることというのは、今、人工知能でも必ずできるということではあるのかなと思っておりますので、そこについて、しっかり詰めていただきたいなと思います。

先ほど有路様からもありましたけれども、現場現場でそれぞれ違うところはあるとは思いますが、難しいところから始めるということになると、やはり、これはできないみたいな話になってしまうので、まずはできそうなところからしっかりやるとかということも含めて、もう少し積極的に進めていただけるとありがたいのかなと思いますので、ちょっとコメント的なことになりましてけれども、そちらはしっかり進めていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、3人の委員の方から御意見をいただきましたので、水産庁さんから、これに対する御返答をお願いいたします。

○藤田部長 資源管理部長の藤田でございます。御意見ありがとうございます。

確かに有路さんから言われていましたように、私どもから参考資料を、今日、1で示しておりますように、かなり漁業種類、地域によりまして水揚げ実態が様々あるものですから、そういった意味で、同じような形で御回答を申し上げますと、否定的な形で聞こえたのだと思いますけれども、我々のほうとしましては、デジタル化そのものを否定しているわけではなくて、おっしゃるように、例えば、ちょっとここでは写真を持ってきませんでしたけれども、遠洋のカツオ一本釣りなどでは、魚倉に入る前にベルトコンベアの上に魚が流れていくものですから、そういった画像を解析して、正確に漁獲量を洋上で把握できないかといったことは、実はやらせていただいております。

一方で、定置網のように、すごく漁場が近くて、いっぱいいろいろな魚種が入るというのは、実際にはすぐに水揚げされてしまうものですから、そういったものは、洋上ではなくて、多くのところで港で選別されているということでございます。

あと、最近の整備された市場などにおきましては、当然、秤につきましては、秤そのものは電子的な秤になっていますし、最新鋭のところでは、それが入札のところまで行くようなものもあるということで、そういうデータをしっかり変換をしまして、200市場、まずは集約するというところで作業をさせていただいております。

大きな港では、複数の魚種を機械で選別するという選別作業の機械が導入されているところもありまして、そういうものは我々としても効率化あるいは正確な水揚げということで推進をしているということでございます。

あと、水中で把握しているというのは、確かにヨーロッパのほうでは、そういう技術が進んでおります。魚探の技術も進んでおりまして、我々のほうも、そういったものがうまく使えるのであれば、しっかり使いたいと思っておりますけれども、まだ今のところ洋上で、例えば、底びき網漁船が、何か映ったといえますか、そういう電子的なデータを、いきな

り市場まで、これだけ取れましたというところまでは、まだ行っていないということでございます

漁船のほうは、確かにそういう魚探のデータをうまく使って、より正確に群れを把握して漁獲をしていると。漁労長のほうは、おおむねの水揚げといいますか、漁獲というものは把握しているという状況でございます。

○岩下座長 以上で回答はよろしいですか。

質問された方々いかがでしょうか、特にAIの利用についてのコメントが多かったわけですが、それについての返答がなかったように思いますが、最近、アマゾンの様々なチャレンジであるとか、日本の国内でもプリファードネットワークさんですとか、もう本当にAIを使った技術進歩というのは目覚ましいものがありますので、先ほどの3つのカツオに混獲される魚種を見分けるなどというのは、人間よりもAIのほうによっぽどできますよ。そういう意味では、水産庁さんは認識が古いのではないですか。

○渡邊部長 ちょっと僕らもよく分からないので教えていただきたいのですが、選別の部分はできると思うのですが、それを画像で仕分けて、なおかつ数量が分かるかというところは、分かるのでしょうか、重さですね。

○岩下座長 そういう機械を使えば、もともと数量は、人間が持って量るものではないので、何がしかの重量を機械にかけて量るわけですね。それは、今はデジタルで計量して、それをデジタル的に取り込むというのは、一般的に行われていることですので、逆に、人間ではできないと思うのですよ、その重量を量るといのは。

○渡邊部長 だから、それは、なかなかそういう機械なので、船上では無理で、やはり水揚げ港の中で、そういうことを仕分ける、実際に仕分けないと、計量計に載せられないわけですね。混ざった段階で、ベルトコンベアが流れている段階では量れないということだと思いますけれども。

○岩下座長 いや、先ほど有路さんからもお話があったとおり、ここは、ある程度、ケースを分けて考えないといけないと思いますけれども、皆さんがおっしゃっているのは、新しい技術を使えば明らかにできるであろうことを水産庁は、できないできない、難しい難しいとばかり言っているのではないかという指摘なので、そこについては、ちょっと実際に、この分野に詳しい方もいらっしゃるでしょう、実際に技術進歩は、国内、海外いろいろあるでしょうから、ぜひ、最初に調査しますとおっしゃいましたね。だから、それは泉澤さんから、別に市場のうわさを聞かなくても、当局のわけですから知っていると思うので、それはきちんと調査してください。その上で、実態に即した形を答えていただきたいのと、あとは当然、現場の各都道府県ではこう言っていますではなくて、御自身で、やはりその部分はきちんと判断しないと駄目なのではないでしょうか。責任を果たしていないですよ。

では、すみません、私がいろいろ言ってしまう失礼しました。

それでは、続いての質問に移りたいと思います。佐藤委員と御手洗委員、まず、お二人

に御発言をいただきたいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私からはコメントなので手短に、もう既に泉澤さんから御指摘がありましたけれども、漁獲量の把握というのは、現場で使うというだけではなくて、資源管理という国策にも関わるので、やはりもともと公共財的な性格が強いと思うのです。だから、やはりそれは全国で正確でなくてはいけないし、かつ一律で把握するということが必要だと思えます。

これは、政府統計全体に言えるのですけれども、どうも政府統計を取っている方々は、それは、みんなが使うのだという認識がなさ過ぎるのです。だから不正も起きるのです。

ですからなのですけれども、やはり現場任せにして、計量の仕方とかに地域差が残るとするのは、これはやはり解消しなければならないことだし、デジタル化の中において、特にやはりローカルルールというのをできるだけ解消しようというのが、今、全体的な流れでもありますので、現場がそうだからそのまま残すというわけにはいかないと思うのです。

だから、やはりできるだけ標準化のほうに向けていくということは、あってしかるべき。

それから、これは、水産庁さんだけではないので、厚労省もいつもこれを言うので気になるのですが、通知を出しっ放しなのですよ、皆さん、出してきくと聞いてくれているに違いないと。いや、そうではなくて、それがどうなったのか、浸透しないのはどうして浸透しないのかというボトルネックを検証しなくてはいけないし、往々にして伝言ゲームになるのですね。伝言ゲームは、お分かりのとおり、現場では全く違う言葉になっている可能性もあったり、解釈も変わっていたりすることもあるので、やはりちゃんとフォローアップされるほうがいいと思います。

先ほど泉澤さんに、そういう情報があったら教えてください。これもよく役所がやるのですよ。つまり、文句があったら言ってくれという感じですね、でも、そうではなくて自分たちで調べに行かなくてはいけないのですよ。というのは、声なき声というのは、幾らでも現場にあるからなのです。

ですので、やはり、ちゃんとそこは自分たちが主体的にフォローアップするべきだと思います。

私は、ほかの規制改革の仕事もしているので、全体的に今、規制改革はパラダイムシフトに入っているのです。1つは、やはりローカルルールというのは、できるだけ解消しましょう、これはデジタル化の中にと、これは可能になってきているし、求められている。

それから事前規制、通知の事前規制から、むしろフォローアップを含めた事後規制、ちゃんと検証するということも含めて、事後規制へ転換しようという、この流れの中に、今、自分たちがいるのだということは理解されたほうがいいのかと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

御手洗さん、お願いします。

○御手洗委員 よろしくお願ひいたします。

私のほうからは2点なのですけれども、1点目は、先ほど有路さんが言われていたことに近いのですけれども、計量や仕分けに関しては、養殖、沿岸、沖合、遠洋は分けて議論した方がよいかと思ひます。

先ほど焼津の計量のような不正は冷凍カツオ特有なものである、計量に時間がかかるし、場所が違ふからとおっしゃっていたかと思ひますのですけれども、市場原理から考えると、養殖や沿岸のほうがこうした不正は起きやすいと思ひます。なぜなら業者が水揚げする漁港、市場を選べないことが多いからです。

先ほど泉澤さんが、あそこの漁港に揚げると目方が出ないって言われるようなところがあるというふうにおっしゃられたかと思ひますのですけれども、沖合や遠洋であれば、目方が出ない、値がつかないなど悪い評判がある市場には揚げない、他の港に揚げるといった選択を漁業者がすることもできるでしょうし、市場原理が少しは働くと思ひますのですけれども、養殖、沿岸では、水揚げ漁港は選びにくく市場原理が働きにくいでしょうから、冷凍カツオとはまた違ふ原因により、不正が起きやすい構造になりうるかと思ひます。やはり全国的に、こうした不正がないかを調査することは必要だと思ひます。これが1点目です。

2点目は、仕分けの現場のデジタル化の必要性についてなのですけれども、私はこれを少し違ふ観点から必要だと思ひています。

と申すのも、私は気仙沼に住んでいて、水揚げしている市場がうちから1キロのところ、朝御飯を食べに行ったりしますし、カツオの水揚げもたびたび見学させてもらっています。

水揚げしたカツオの仕分けは、現場で見ていると、元漁師さんなどの年配の男性がアルバイトでされていることが多いかと思ひます。すごいプロフェッショナルの人がやるというよりは、季節的に一度に揚がるので人手が必要なため、周りの高齢者にアルバイトで声をかけてやってもらっている。主に70、80代の元漁師さんが中心にされていると、私は認識しています。

年齢が上の方が多いのですから、5年、10年後もいまと同じようにやるのは難しいかと思ひます。次の世代と思われるかもしれないのですけれども、きっと水産庁さんも御存じかと思ひますけれども、いまどんどん現場の漁師さんは、インドネシアなどからの研修生の方に置き換わっていますので、漁師を引退した後に仕分け作業をやってくれるかという、そういうことではないと思ひます。ですので、魚体の大きさによる仕分け、魚種による仕分けなど、デジタル化を進めていく必要があるでしょう。先ほどキハダとカツオの写真を出されていましたが、ウロコの位置、ヒレの位置など、見分けのポイントなどはあると思ひますので、ラーニングさせていけば、AIで全く問題なくできることだと思ひます。この作業のデジタル化を進めないと、そもそも漁業者の高齢化によって破綻してしまう仕組みに今なっていると思ひますので、そういう観点からもデジタル化が必要だと思ひます。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

水産庁さん、いかがでしょうか。

○藤田部長 まず、御手洗委員から言われました選別の話は、全国的に今後も、そういった選別作業の人を労力で確保していくというのは難しいと考えておりますので、効率化という意味では、しっかり進めないといけないと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、新しい市場では、そういう選別の機械を入れるようなこともやっているということでございます。

あと、デジタル化の話につきましては、まず、ちょっと今回御紹介が前面に出ていないのですけれども、一部画像解析をAIで分析するということは、開発の作業はしております。

それで、しっかり我々のほうも、こういった面では、専門家の方の意見をちゃんと入れて、最先端の技術で可能な部分は効率化を図る、あるいは正確性を増すという努力はしたいと思っております。

あと、佐藤委員からいろいろ指摘をいただきました。我々のほうも、こういったものについて通知を出しっ放しということでは、それは、うまく機能しているかどうか分かりませんので、我々としても可能な範囲でしっかり努力はしたいと思っておりますけれども、ヒントがあるものであれば、作業の効率化と調査の効率化という意味では、教えていただけるものは教えていただきながら、しっかり正確性を増す作業、そういったものについて努力をしたいと思っております。

○岩下座長 それでは、時間もありませんので、リジョインダーはなしで、この後、質問を続けたいと思います。

有路さんと泉澤さん、ちょっとお待ちください。林専門委員が手を挙げていらっしゃるしますので、林専門委員は、まだ御発言をされていなかったと思うので、まず、林専門委員からお願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

私からは、コンプライアンス向上に向けた水産庁の取組について質問させていただきたいと思っております。

本日参考資料として、2月18日の全漁連の大森専務発言要旨というものが出されております。

これを拝見すると、全漁連さんが独禁法を全く理解せず、むしろ誤った方向性の発信をされているということが確認されたと思っております。すなわち、ここには、2ポツの「漁協の共同販売」というところの3つ目の○のところに「漁協を利用する責務」と書かれておりました、3ポツの最初の○のところでも「漁業者が利用することという、権利と責務の相互関係で成り立つという協同組合の本質が侵されるようなことがあってはならないとの認識を強く持っている」と書かれております。

これは、独禁法の理解の完全な誤りです。すなわち、この間も申し上げたとおり、独禁法では自由競争が原則なところ、組合の存在意義のために、例外的に共同購入、共同販売

を認めているだけでありまして、漁協を利用するかどうかは、あくまでも組合員の自由、任意であります。義務、責務ではありません。

それにもかかわらず、利用が責務であるという前提を、それが協同組合の本質だということを、この書面で何度も繰り返されています。さらに、その後、3ポツの次のページのところでも「また、今回のガイドラインのもと」云々というところでは「系統外出荷の際の漁協が提供している役務に対する適切な名目での徴収などについて指導を行ったところ」と書かれているのですけれども、これでは、漁協の利用は組合員の義務であって、名目さえあればよいという誤解を招きかねません。あくまでも、系統外出荷の際の漁協が提供している役務、サービスの対価として適切かどうかというところがポイントなのであって、名目を立てれば済むというものではありません。

このような指導をされている全漁連さん、こういう誤った組合の本質についての理解を持っているからこそ、これまで利用強制するという行為が根づいてしまって、何ら改まっていないというところが、これで明らかになってしまったと思います。

水産庁には、国のこうした独禁法などの法令や、先ほどから議論に出ておりますような国の政策をしっかりと伝える義務があるわけです。これは水産業協同組合法などの各法律で行政庁としての監督責任が定められております。国の政策が現場に届かないなら届くようにする義務があるわけです。そこで「やるべきことがあるなら言ってほしい」と、先ほども水産庁さんからおっしゃってくださったので、御提案したいのですけれども、今後、規制改革実施計画に従って、漁協に設置する独禁法遵守のポスターやパンフレットには、大きく「系統外出荷は自由、漁業者による販売活動は自由」ということを明記していただきたい。そして、全漁連自らが、系統外出荷は自由ということについての宣言をしていただきたいと思います。この点についての水産庁のお答えをお願いしたいと思います。

もう一点ですが、常例検査、常の例の検査を実施されてきたということですが、こういった標準化されてきた枠組みの中で、水産の不祥事が続発しているわけです。したがって、これまでの都道府県への水産庁からの監督の実効性をさらに上げるためには、これまでの技術的助言の監督指針やガイドラインの内容を見直していただく。また、ベストプラクティス、ちゃんとやっている漁協さんもいらっしゃるはずですが、その共有をしていただく。また、都道府県によってもちゃんとやっている県と、だだ漏れの県があるわけなので、その都道府県の監督内容の開示、可視化の強化など、何ができるのか、水産庁として何をやっていくべきなのか、また、国レベルで第三者委員会を立ち上げて検討することなどについて御検討いただいて回答をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○岩下座長 水産庁さん、今の点については、ちょっと大きな話なので、コンパクトに答えるなら答えられるでいいですけれども、もし、回答がすぐに難しいようであれば、書面等でお寄せください。どうしますか。

○渡邊部長 書面で。

○岩下座長 書面で答える、林先生、それでよろしいですね。

それでは、続きまして、有路さん、すみません、時間が超過しているので、コンパクトにお願いします。

○有路専門委員 すみません、今の議論の中で2点だけちょっと追加をさせていただきたいと思います。

1つ目は、結局、水揚げの現場のデータの収集の仕方というところをすごく重視していますけれども、それも起点なので、とても大事なのですが、今、社会的に一番問題なのはどちらかというところとトレースの問題なので、これは議題の2のところになりますが、ちょっとそちらのほうも、全体を見ながら考えたほうが良いと思いますというのが1つ目。

もう一つは、AIを普及させるというよりは、AIを使っていたほうが、結局よくなることが多いから取り入れて、入れられるところからやっていきたいと思いますという流れだと思いますので、それは水産庁さんも、その考えをお持ちという理解なのですが、やはりちょっとどこかしらに若干の抵抗感を感じる場所があるのは、恐らくコスト負担をどうするのかというところがないまま、現場に、それを法的に強いてやってくれみたいと言っても、絶対普及しないねという理解があるからだと思います。ですから、そのコスト負担をどうするのかというのは、一旦置いておいて、実際どれぐらいコストがかかるのかというのを、可能な範囲のものに関して、情報を持っておくことが必要だと思いますので、そういう取組をされたらいいのではないかと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

今の点は、コメントですね。では、水産庁は、ぜひ御参考にしてください。

御手洗さん、コンパクトにお願いします。

○御手洗委員 今の有路さんのポイントでコスト感のところなのですが、多分、経産省のDX系の補助金は使えるのではないかなと思うので、入れる場合、そこはちょっと情報共有をしてもいいのかなと思いました。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、若干時間を超過しておりますので、有路さん、もうよろしいですね。それでは、議論を終える前に、金丸構成員のほうから、ぜひ一言お願いいたします。

○金丸構成員 ありがとうございます。

政府が漁業の成長産業化を支援する中で、このところ水産業に関連する不祥事が連続して世間をにぎわしており、大変残念に思います。

法令遵守、コンプライアンスは、ESG、SDGs、ビジネスの大前提だと認識しています。そのためには、法令遵守体制、内部通報、内部牽制をしっかりと構築する必要があります。

水産業に関する不祥事が続いている中で、不都合な事実を目を背け、一部の特殊ケースであると、局所的な問題として矮小化するのではなく、忖度のない人をメンバーにした第三者委員会を設置して、水産業に関する不祥事が発生した原因を徹底的に究明して、再発防止策を検討してください。水産庁の姿勢と存在意義が問われていると思います。

また、大間マグロの未報告の件のように、TAC魚種において資源管理の根幹である報告が適切になされなかったことは深刻に受け止めなければなりません。今回の所轄行政庁は、都道府県だとして、1つの県ができることには限界があります。全国的な仕組みとして、未報告を見つける仕組みが必要であり、水産庁は、漁獲報告の一元管理に加えて、義務化も含めたトレーサビリティの強化を検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、私からまとめのコメントをさせていただきます。

本日の議論を受けまして、水産庁さんには、適切な資源管理等が遂行されるよう、以下の点を求めたいと思います。

まず、取引相手との関係で双方当事者がしっかりとした確認を行うというのは、これは商行為の基本ではあるものの、これは人手不足であるとか高齢化であるとか様々な問題がある中で、信頼性を確保した上で効率的な確認、計量を可能にすることが非常に必要だと考えられます。

その意味で、各産地の荷抜き防止の取組、これは各産地市場で現に起こっていることが発見されたわけですから、それについてきちんと、その防止をすることの取組を検討していただきたいと。

また、資源管理の観点からTAC魚種、今、金丸委員からも御指摘のありましたTAC魚種について、正確に報告するプラスのインセンティブ、これだけではなくて、漁獲報告データの一元管理、あるいは未報告を検出する新たな仕組みの構築も必要です。水産物については、本当にこのところ不祥事が続出していて、これだけ一般のニュースの中に水産業の不祥事というものが入ってきて、我々の目に入るということは、これまであまりなかったことです。

その意味では、やはり水産物について、義務化も含めたトレーサビリティの強化ということは、これはもう真剣に検討しなければいけないタイミングになってきています。ぜひ御検討をお願いします。

また、一部漁協職員の犯罪あるいは独禁法違反のおそれがある不正行為が行われているということは、漁協の法令遵守体制の構築が不十分だと言わざるを得ません。先ほど林専門委員のコメントにもあったとおり、それに対する上部団体の理解も十分なものとは言えません。

このため、監督指針で求めている法令遵守体制が十分に構築できていないということですから、法令遵守体制が適切に整備されない原因を徹底的に究明して、再発防止策を御検討ください。

また、都道府県における監督の実効性、これも何度も委員の指摘がございました。技術的指針である監督指針の内容の見直し、あるいは都道府県の監督内容の開示、可視化、それから、コーポレートガバナンスコードだとよくやるのですけれども、コンプライ・オア・

エクस्पラインという、きちんと対応するか、あるいは、もし対応しないのだったら、私はこういう理由で対応できませんということをちゃんと開示していただいて、それでもっともだどみんなが思うか、それとも、それはさすがにどうかしなくてはいけないのはいかということ、市場のふるいというか、世間の評価に任せるといふ、そういう仕組みもあります。様々な仕組みを使って、ぜひ現在の都道府県の、ある意味で丸投げしている漁協等への監督を、もうちょっと有効性、実効性のあるものにしていただきたい。

その上で、先進的な県では、ベストプラクティスが行われているという話も聞きますので、それらのものを適切に共有して、現行の自治事務の中で何が対応可能かということについて、最大限の御検討をお願いいたします。

検討結果については、五月雨でも結構ですから、2週間後までをめでに事務局へ御連絡くださいますようお願いいたします。

それでは、議題1につきました以上といたします。皆様、どうもありがとうございました。

議題1の関係者の皆様は、ここで会場から御退室ください。

それでは、議題2に入ります。

議題2は「水産流通適正化法等の制度運用について」です。

本日は、水産流通適正化法の制度運用の課題について、農林水産省及びデジタル庁からヒアリングを行います。また、現場における水産流通適正化法の制度用の課題について、適宜御意見いただくべく、引き続き、泉澤宏様と花岡和桂男様に御出席をいただきます。

それでは、まず、農林水産省より5分間で御説明をお願いします。5分をお願いしますよ。

○渡邊部長 流適法の制度運用のフォローアップでございます。

まず、規制改革実施計画に書いてあるaというものでございます。これは流適法の施行に向けまして、電子的な方法を標準とするために必要な措置について、専門家の意見も聞きつつ検討を行い、システム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準の検討を行うという計画書になっております。

まず、専門家の意見を聞きつつ検討というところは、システム専門家をはじめまして、学識経験者や水産関係者などの有識者から構成される水産流通適正化法に係る電子的な情報伝達手法に関する検討会というのを昨年7月、8月、9月の3回開催をいたしまして、検討をしていただいたところでございます。

この検討会の取りまとめにおいては、電子化を進めるに当たって誰も取り残さない、みんながついてこられる方法を検討すると、構築するということで、具体的にはクラウドシステムなどを国が新たに準備をして、スマホなどで簡易に利用できる仕組みを構築することが必要だと。そのクラウドシステム構築に当たっては共通語彙基盤やデータ形式の標準化について国が指針を示すと。また、その方式による導入を希望する地域で実証を進めていくと、こういうことを取りまとめでいただいたところでございます。

これを踏まえまして、国のほうでは、令和3年度補正予算で、まさにその関係者がスマホなどで簡単に漁獲番号等の伝達ですとか、取引記録の作成とか保存を電子的に行えるように、共通語彙基盤やデータ方式の標準化を行うという点と、地域での実証により、システムの開発、運営を行うという事業の補正予算を取ったところでございまして、この事業につきましては、本年3月から契約開始ということで、本法の施行日である12月1日までには、運用を開始する予定にしているところでございます。

また、aの後段のほうで消費税インボイス方式による移行も踏まえてIT化を検討するというところでございます。

電子インボイスについては、令和5年10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、ペポルをベースとしインボイスが導入されると聞いておりますけれども、この電子インボイスの中にはデータ項目いろいろある中に取引に関連する様々な情報を含めることができる仕組みと聞いておりまして、この中に漁獲番号を入力することで、電子インボイスと漁獲番号のデータ連携が可能になると考えております。

このため、今後、水産関係事業者に対しては、電子インボイスの周知と併せて、漁獲番号の伝達についても電子インボイスと連携をするように、周知をしまいたいと思っております。

実施計画のbのほうでございまして。こちらは漁獲番号データと漁獲報告システムを国に集約して都道府県で共通する仕組みを構築するというのと、そういうものを立入検査などに活用できるようにしようというお話でございまして、まず、令和3年度補正予算と、令和4年度当初予算の中で、この漁獲番号伝達システムと漁獲報告システムにつきましては、新たなスマート水産業情報システムというものに統合することにしておりまして、これができるかと、全国各地の都道府県からのアクセスが可能となるということでございまして。

また、漁獲報告システムで収集された水揚げ量のデータと、漁獲番号伝達システムと共有を図って連携を図ることによりまして、立入検査などに活用するというような制度運用を図ってまいりたいと思っております。

また、スマート・オコメ・チェーンとの取組の関係がございました。この取組を米のほうでやっておられるわけですが、水産の分野では、この参考の2つ目のポツのところですが、マーケットインの発想に伴う高付加価値化を創出することを推進しておりまして、水産バリューチェーン事業というのがございまして、この中でオーシャン・トゥー・テーブルというところがやっております、江戸前フィッシュパスポート事業、これは東京湾のスズキをトレースする事業ですが、こういうものについて支援を行っているところでございます。

この取組については、東京大学の研究により、魚価を1割程度高める効果があったという報告が出ておりますけれども、こういう民間指導の取組について、我々としても、引き続き積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、続いてデジタル庁より、5分程度で御説明をお願いいたします。

○浅岡参事官 デジタル庁の参事官の浅岡でございます。

デジタルインボイスの普及に向けた取組の御紹介をさせていただきたいと思います。

本年施行予定の水産流通適正化法により、ナマコなどの特定の魚種について採捕者、取扱事業者において漁獲番号の伝達・保存等が求められるものになると伺っています。ただ、どのようなやり方で伝達・保存するのかという点は法令で決まっていますが、既存の紙をベースとしたやり方のままだと、当然、事務負担が増えます。一方で、新しいシステムやEDIのようなものを入れるとなると、それはそれで、システム投資の負担が非常に大きくなるということでも思い悩んでいる事業者の方が多いのではないかと推測しております。

現在、デジタル庁では、デジタルインボイスの普及に向けた取組として、ペポルをベースにした仕組みの普及を推進しているところです。先ほど、農水省さんのお話にもありましたが、このペポルをベースとしたデジタルインボイスの仕組みは、漁獲番号も含め、食品のトレーサビリティに関する情報についても技術的にやり取りができるものとなっております。既にEUでは、生鮮食料品のトレーサビリティに関する情報などと統合する研究開発プロジェクトも行われ、イタリアでは、魚のトレーサビリティについても既に運用が始まっています。

そういう前提で、デジタルインボイスの普及に向けた取組の現在地について、資料に沿って少し説明をさせていただきます。

資料1 ページ目でございますが、デジタルインボイスの取組については、昨年末に閣議決定させていただいたデジタル社会の実現に向けた重点計画の中でも「令和4年度からその普及支援、中小企業のデジタル化支援の一環として講じる」とされており、まさに、今、実装、普及のフェーズに入ってきております。したがって、例えば、漁業者の方の手元でこのペポルを使ったデジタルインボイスの仕組みが使えるようになるということは、遠い先の話ではなく、まさにこの法律の施行に合わせるような形で、令和4年度から始まっていく取組であるということ、まずは申し上げたいと思います。

資料2 ページ目でございますが、この取組は民間も巻き込み、また、グローバルな動きとしても、現在、進んでいることを示しています。つまり、デジタル庁が役所の中でやっている、そういう話ではありません。また、大きなターゲットとしては、令和5年10月の消費税のインボイス制度の移行に向けて、この取組を行っている状況ですが、まさに、もう普及のフェーズに入ってきているというのは先ほど申し上げたとおりです。

資料3 ページ目でございますが、民間の具体的な動きということで、電子インボイス推進協議会というものが立ち上がっています。もともと、10社の設立発起者から始まっていますが、直近の状況では、本年2月現在で154社というところまで広がっています。大手のパッケージベンダーだけでなく、日税連や日本公認会計士協会といった士業の団体も入っ

ていますし、決済のところまでつながっていくということで全銀協といった金融業界の団体なども入っています。また、既存の会計ソフトベンダーだけではなく、スタートアップのようなところも、このペポルに対応したデジタルインボイスの世界に参入するという動きも出てきています。したがって、現在、既に業務システムや会計のパッケージソフトなどを使っている事業者の方であれば、今秋以降のバージョンアップで、特段のアクションを起こすことなく、ペポル対応が実現し得ることとなります。

資料4 ページ目でございますが、ペポルの具体的な仕組みの説明です。ポイントを絞って申し上げます。これまでも、データのやり取りの仕組みというのは、EDIを使うなど、いろいろな標準化の動きがありました。ただ、実際には、なかなか普及せず、また、導入のコストが非常に高く、なかなか漁業者の手元で使えるようなものとしても普及しなかったという背景があると思います。その点、このペポルは、文書のデータの項目だけではなくて、運用ルールやネットワークを含めた包括的なグローバル標準仕様になっていますので、例えば、先ほど少し申し上げましたが、スタートアップの事業者さんが、スマホアプリを使って、このデータのやり取りをするようなサービスを提供できる、そういう標準的な仕様になっています。したがって、安価にサービスが提供される可能性が高いということとなります。また、先ほども申し上げましたが、欧州を中心に広がっていますが、欧州域外でも、日本のほか、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールで既に採用されています。また、北米などでも広がっていますので、グローバルにつながっているということでございます。

資料5 ページ目の説明は割愛しまして、資料6 ページ目でございますが、デジタルインボイスのデータのイメージは右側のとおりであり、このような形で漁獲番号を入れるということが可能です。ここは、まさに今、デジタル庁も一緒に標準仕様に関する取組をやっていますので、農水省から御相談いただければ、我々デジタル庁も協力したいと思います。こういう形で載せましょうというルールを決めていただき、事業者やユーザーにも御理解いただくということなので、農水省さんに御協力いただき、我々も実装に向けて協力させていただきたいと思います。

最後に資料7 ページ目でございますが、ヨーロッパでも既にこういう活用事例が始まっているということとして、先ほども申し上げましたが、イタリアでは、魚のトレーサビリティということでも使われております。先ほど、農水省さんからも、ぜひこれを使っていくようにということで案内したいというようなお話がありましたので、我々に御相談いただければ、実装も含めて、できる限り御協力したいと思いますので、一緒に検討させていただければと思います。

すみません、時間をオーバーしました。以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、御意見、御質問等ございましたら「手を挙げる」でお願いいたします。

それでは、花岡様、どうぞ、最初の御発言をお願いいたします。

○花岡代表取締役 ありがとうございます。花岡です。よろしくお願いします。

先ほどの議論と、この議論は、当たり前ですけれども、1つに密接につながっています。大目的は、資源管理の強化、それに準じない違法、無報告、無規制な漁業に由来する水産物の市場流入を排除することによる水産資源の回復と水産業の持続的な成長産業化というところだと思います。

そもそもの基本として、漁協ではなく漁業者が漁獲報告すること、やはりこれの徹底は、さっきの議論にもありましたけれども、必要だと思います。この議論のフレームの中でも流通適正化法の第一種対象魚種、今は限定した種類ですけれども、これから増えていくべきですし、むしろ対象魚種に限定しない形で、漁獲報告がされたものに電子的に漁獲番号がつけられていくという形が、さっきの大目的を達成するという意味では、効率的によいのではないかと思います。

次に流通についてですけれども、欧米ではサプライチェーンを一貫するサステナブル調達ですとか、あるいはレスポンシブル調達というものは、もう水産においても、既に多くの場所で主流になっていますし、むしろ、これは日本で国内でも大手小売のサプライチェーンを中心として、その動きは成長してきています。

環境事業規制や社会的責任を迫及しているということを証明できない水産物が流通することができる世界市場は狭まってきています。

日本は、水産物の輸出促進も掲げています。漁獲報告されていない大間のクロマグロですとか、今回の焼津冷凍カツオですとか、あるいは熊本県産とされていたが中国から来たアサリの偽装ですとかといった不適切な流通が、最近多く見られているという中で、水産物についてはやはり義務化も含めたトレーサビリティの強化というところを、再度御検討いただきたいなと思います。

これにより、流通事業者による産地偽装リスクから生産者を守ることにもなりますし、水産庁が重視する漁獲報告のインセンティブの向上にもつながると思います。

デジタル化についてですけれども、慎重な方々の御意見は、デジタル化は御高齢の生産者ですとか、地域の加工流通業者の方々に負担をかけるというものが多いうように聞こえます。

ただ、多くの漁業地域では、過疎化も進み、跡取りも社員もいなくて、本当に事業存続の危機に直面する御高齢の方々がたくさんいらっしゃいます。

その中で人的キャパは、もう減少の一途だけしかなく、金銭的にも補助金に依存をする状態が続いていますけれども、この補助金の非生産的な使い方を改める必要があるという動きの中で、キャパシティが大きく不足している。その中で、そういう高齢の生産者や地域の加工流通業者の方々をサポートできるキャパシティとして、大きくカウントできるのはもう本当にデジタル化のスピードアップしかないのではないかなと思います。

デジタル化は負担ではなくてサポートだという考え方です。まさに、今、御紹介いただ

いたペポルの活用もそういうことだと思います。しっかりとそういう現場の方々が負担ではなく、サポートになるという設計をしていくということが求められるのだらうと思います。

あと、デジタル化については水産庁さんも多く議論されていらっしゃると思いますけれども、ビジョンのブラッシュアップも必要に感じますし、その達成に向けた具体的な優先順位あるいは中短期的なロードマップを作るというフェーズにも、早く移る必要があると思います。

また、その際は、ぜひ水産庁さんだけが主体となるのではなくて、今、お話がありましたように、デジタル庁さんなどと共同で進めていただくという形がよいのではないかなと思いましたが、先ほど、水産庁さんからオーシャン・トゥー・テーブルの話もありましたけれども、民間コンソーシアム、民間プラットフォームにステークホルダーの1つという形で御参加いただく、それで全体として進めていくという形を御検討いただけたらと思います。

最後になります。また並行して、透明性のあるデジタル化をしていく。そういうことで、逆にデジタルではなく紙で伝達、記録するものに対して、重点的な立入検査を行うというような法規制の実効性の向上に向けたことを御検討いただけたらなと思います。

デジタル化されているほうが、透明性があるのだと、紙で伝達記録されているほうが、そこが担保されていないから立入検査を重点的に行っていくという形に持っていくことが大事ではないかなと思いましたが。

以上です。ありがとうございました。

○岩下座長 ありがとうございました。

幾つか質問をまとめて水産庁さんに御返答をお願いしたいと思います。

それでは、有路さん、お願いします。

○有路専門委員 ありがとうございます。

トレースの問題のところにつきましては、恐らく水産庁様も御認識されていると思いますが、今回のアサリの事件でもそうですけれども、加工流通段階のトレースの問題が一番大きくて、この辺りをどのように対応していくのかというのは、多分2つぐらい方向性はあって、その合わせ技とは思っているところなのです。

1つ目は、第三者性を持ち得ないところ、いわゆる産地表示の話となると、消費者庁様がどうのこうのという話は、あり得ると思うのですが、それは現場から言うと、行政のどこが所管かというのは関係のない話なので、そこは官庁同志でしっかり連携をして、表示が正しいものになるのではなく、トレースが完全なものにできるだけなるように、整えていくということが必要だと思います。ですから行政側からの解というのは、話し合っても出していただかないといけないかなというのが1つ目であります。

もう一つは、それを第三者的に認証している、例えば、MELとかもそうですけれどもCOC認証のように、第三者がそこを確認するという仕組みであれば、別にそれはデジタルであ

ろうと紙ベースであろうと何だろうと成立するには持っていけるとは思うのですけれども、簡易であったとしても、そういう仕組みというものはないと、なかなか、「自己主張」だけでは難しいのではないかなと思います。

あともう一つは、すみません、今、デジタル庁様が言われたペポルの件なのですけれども、非常によい動きだなと思う一方で、水産物は、荷姿が必ず変わるので、流通の段階で、現時点でラウンドの魚が末端まで届くということはほとんどなくて、しかも大量に入っていたトロ箱から小分けされていくというプロセスがありますので、こういう流通の各主体において荷姿、加工で変わるということを前提にしたトレースが必要になってくるので、ちょっとそこはシステム的に対応できるようにしていく必要があると思います。それがないと多分普及しないと思いますので、そこは御検討してほしいなと思います。

ついでに最後、現時点で加工流通の段階のトレース管理といいますか、入りと出の管理はどうなっているかというところ、ほとんどがエクセルと紙ベースです。これが現状です。ここからクラウドのほうに持ち込むというところになっていっても、本当ばらばらなシステムをどうするかという話になるので、ここはもう本当にがっちりやってもらえるとありがたいかなと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

では、もう一人、南雲専門委員、お願いします。

○南雲専門委員 ありがとうございます。

今の有路さんとちょっと重なるところがありますけれども、まず1点目は、こういったプラットフォームアプローチを取るということは、とてもいいことだと思うのですけれども、入り口のデータの入力、このところが、まだ手作業が多かったり、マニュアル、非常にプリミティブなアプローチを取っているところが多いと思うので、この手当を怠ると、ガベージイン・ガベージアウトと言われる状態に陥るところなので、これは間に落ちないようにしていただきたいと言うのが1点目です。

それから2点目は、システムで入力した後、システムからシステムへとデータが伝送されていく間に、わけが分からなくなっていくと。特に小分けされたり、複数の魚が組み合わされてパッケージされたりとか、いろいろなことが起こるので、リコンシリエーションがとても大切であると。これは、金融のマネロンとちょっと似ているのですね。

なので、ぐちゃぐちゃになって後で分からなくなるということにならないようなリコンシリエーション、会計とお金と物とあるわけですから、これをどうするのかという観点を忘れてしまうと、後で問題になるということです。

第1の論点のところ、AIを使った魚の認識というのが出ていましたけれども、ここそAIの出番で、異常値がないのかというところをAIで察知すると、フィルタリングとAIによるプレデクションというところをうまく使っていただける論点ではないかなと思います。

それから最後ですけれども、こういったプラットフォームを使ったシステム化、効率は

非常によくなるのですけれども、逆に実は透明性が下がるというところがあって、もうデータが中に入ったらどうなったか分からなくなってしまうというところが出てくるので、どうやってそのデータの透明性を担保するのかというところについても、客観的に見ていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

以上、お三方の質問に対しまして、水産庁さん、御返答をお願いいたします。

○渡邊部長 まず、花岡さんのお話のデジタル化を、過疎化、高齢化で、人的キャパが少なくなっているので、負担ではなくてサポートする必要というのは、まさにそのとおりだと思います。

この流適法自体は、花岡さんもおっしゃられたようにIUU漁業とか、密漁防止のための制度ということなので、それを最大限活用する、そのデジタル化は、先ほど申し上げたように、現場は実際、非常にデジタル化が遅れていますので、そういう人でも簡単に使えるような仕組みを、今、予算で構築しようと思っていますので、できるところから、だんだん広げていくという努力をやっていきたいと思っています。

あと、有路さんのトレースの話でございます。第三者認証の話は、我々もCOCですとか、MELですとか、そういうことを支援しておりまして、第三者認証制度を浸透させるよう努力をしているのですけれども、なかなか実績が上がらないのは、頭が痛いところですが、それは引き続きやっていきたいと思っています。

あと、南雲さんにも話が出ましたけれども、その小分けの話は、少なくとも流適法の中では、漁獲番号を初め付けるわけですが、途中で荷分けとか何かをする場合には、荷口番号というのに切り換えてやるということになりますので、その荷口番号を電子インボイスに書けば、その辺はちゃんとカバーできるのではないかなと思っています。

入り口のクラウドにどう持ち込むかの話がありましたけれども、それは今、予算措置をやっているということでございます。

あとは、プラットフォームのデータの透明性の話があったけれども、流適法の範囲でいうと、その漁獲番号の裏には、取引伝票が紐づけされておりますので、調べることは可能ということなので、それで透明性が確保できるのではないかと考えております。

以上です。

○岩下座長 以上の御回答について、質問されたお三方、何かリジョインダーはございますか。

では、有路さん、お願いします。

○有路専門委員 すみません、荷口番号を入れればというのは、確かに具体的にそうなのですが、ペポルの話は、そこが自動的に入りから出でつながっていくという話のところ、結局そこが手作業で、かなり大変となると、そこにまた別のシステムを経営体自身が1個1個持たないといけないことになってしまうのではないのでしょうか。だから普及

しにくいという趣旨で申し上げたところなので、対応をするというところになると、そういうところも考えたような仕組みを作らないと、恐らく普及しないということが、私の申し上げたかったところなので、ちょっと御検討をいただけたらありがたいところでございます。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

花岡さん、お願いします。

○花岡代表取締役 ありがとうございます。

幾つかの点、例えば義務化を含めたトレーサビリティの強化についての御検討をお願いしますということをコメントさせていただきましたし、民間コンソーシアムにステークホルダーの1つという形で参加していただき、全体として進めていくという形ですとか、デジタル庁さんなどと共同で進めていただくというようなことについても、コメントをいただけたらなと思います。

あと、もう一点、最後にお伝えした、紙で伝達記録しているもののほうが、重点的に立入検査が行われていくような形についても、コメントをいただければと思います。

○岩下座長 南雲専門委員、お願いします。

○南雲専門委員 この新しいアプローチをとって、入り口はいいのですけれども、だんだん時代とともに、時間の経過とともに、システムの更新というのは必ず起こるのですね。そのときに必ずエラーが起こるというのは、金融がずっとやってきた経験知なのです。番号が、ディジット数が足りなくなってしまうとか、いろいろなことが起こるので、やはりそういうことをよく考えた上での仕組みづくりというのは、農水省さんのほうから積極的に入っていくないと、テクノロジー側からはなかなか対応はできない点かなと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

幾つかの御回答いただけなかった点について、水産庁さんにお問い合わせが出たと思います。これについて、もし御回答をいただければと思いますが、私からも、先ほどデジタル庁さんからも、漁獲番号をペポルに入れることについて、デジタル庁と相談していただければという御発言があったように思うのですけれども、水産庁さんは、もう協議はされているのですか、されているのですねということを確認させてください。

以上の3人プラス私の最後の質問について御回答をお願いできればと思います。水産庁さん、お願いします。

○渡邊部長 まず、デジタル庁との連携については、当然、相談させていただいておりました、その結果に基づいて、今日それぞれで、御説明のペーパーを作っておりますので、それはもう連携をさせていただいているところでございます。

荷口番号の話については、ちょっと新しい話なので、それも含めて、デジタル庁とも御

相談をさせていただければと思っております。

花岡さんからお話のあったトレサの義務化の話は、先ほどのところでも出ましたけれども、今後どうしていくか、よく検討したいと思いますが、その義務化の話でいうと、流通法はまさに、何か起こったときに、流通段階から生産段階のほうにさかのぼれる制度ということで、トレーサビリティ類似の制度ということでございますから、もともとはIUU漁業ですとか、密漁品を市場に流さないというので、適正に漁獲されたものを番号で追っていくという制度なのですけれども、その部分をうまく活用するというのは、1つ方法としてはあるかもしれないと思っております。

あと民間のコンソに参加するという話は、これは当然、そういうお話があれば、我々も、ぜひ参加をさせていただければと思っております。

あと、南雲先生からお話のありましたシステム更新についてのエラーの部分は、我々もその部分は、あまり知見がないものですから、デジタル庁さんなどとも相談をしながらやりたいと思っておりますけれども、漁獲番号については、かなり余裕をもって16桁の番号を作っておりますので、番号が足らなくなるという事態は、まず起こらないと思っておりますけれども、その辺も含めて、どんな問題があるのかよくよくデジタル庁さんとも御相談して、問題があれば指摘をしていただければと思います。

以上です。

○岩下座長 まだいろいろあるかと思いますが、とりあえず、この議論は、ここまでとしたいと思えます。

それでは、質問の続きで、まず、青山専門委員からお願いいたします。

○青山専門委員 御説明ありがとうございました。

デジタル化のことで、質問というか要望なのですけれども、デジタル化を進めることで、先ほど御説明いただいた方に、実施計画として漁獲量と伝達番号ですかね、それを連携させることで立入検査等に使えるだろうという話がありましたが、ぜひ消費者まで考えた形の仕組みを作っていただけると。というのは、多分、皆様御覧になったと思うのですが、今月の『Wedge』ですかね、水産、漁獲のことについて特集がしてありまして、私が一番驚いたのが、消費者の資源管理の意識が日本は恐ろしく低いということが、イプソスの調べで分かっています。

消費者が資源減少とか資源管理のことを意識しながら魚を買っているかという質問に対して、海外平均は8割の人が意識して買っているのだけれども、日本は半分もそういう人がいないということで、資源管理に対しての、アサリの問題とか、焼津の問題とかがありますが、国民も本当に意識が低いことから、こういった問題が起きても不買運動とかにならないと思うのですね。

したがって、先ほど、デジタル庁さんが、比較的lowコストでできるということであるので、トレーサビリティの仕組みを作ったことで、いきなり魚の値段が高くなってしまうと、ますます人が肉食のほうにいつてしまうので、その辺りのコストが抑えられるのであれば、

ぜひ消費者も含めた形の仕組みを作っていたいただければと。

先ほど荷口の問題がありました、たしか牛のほうは、1頭ばらばらにするのですけれども、ちゃんとお店では個体番号も出ていますし、小パック化された商品にも個体番号が入っており、消費者はそれを見て買っているわけですね。ですから、肉牛を参考にできると思いますので、ぜひ消費者が、資源管理もされていて、所在がはっきりしたものであるということ意識した上で購入ができるような形で作っていたいただければと、要望でございますが、以上でございます。

ありがとうございました。

○岩下座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

1点、まず、デジタル庁さんに素朴な疑問なのですけれども、これは、デジタルインボイスなので、もともと消費税の仕組みだと思うのですが、これは流通過程の中で免税事業者が間に挟んだときは、どういう形で、インボイスは途中で切れませんかという話と、デジタルインボイスは、非常に私もやるべきだと思うのですが、途中で紙を使う事業者の間に入ってきてしまったら、これはどうなるのだろうと、この辺は、ある意味で、デジタルインボイスなので、ある程度面的な広がりがないと、なかなか普及しないと思うのですが、この辺りは、何か対応策があるのですかというの素朴な疑問です。

2つ目、農林水産省への質問になってしまうのですけれども、ちょっと、私がちゃんと聞いていなかったかもしれません、1ページのところで、まさに検討会のほうでいろいろ議論されていたみたいですが、クラウド等を国が新たに準備するのは結構だとして、これを購入、導入を希望する地域等でこれらの仕組みの実証を進めていくことというのは、これは、具体的に何か、どういう形で実証を進めて、それをどうやって横展開していくのかということについて、何か具体的な工程表があるのかどうかということ。

それから、最後は、ただのコメントになるかもしれませんが、やはりトレーサビリティのところは、いずれ義務化せざるを得ないと思いますし、もしそれがお金の問題だということであれば、それは何らかの補助金をつけるということになると思うのですけれども、この辺、このトレーサビリティに向けて、デジタル庁さんは、前に工程表みたいなものを見せていただいていたのですけれども、何かトレーサビリティの普及に向けての工程表は、どうなっているのかなということ、コメントというか、半分質問ですけれども、以上です。

○岩下座長 ありがとうございました。

では、もう一人、小針専門委員から御発言をお願いします。

○小針専門委員 小針です。御説明ありがとうございました。

デジタル化をきちんとやっつけていかなくてはいけないことと認識をしていますが、ただ、今あるものをそのまま全てデジタル化することが本当に効率的なのかと言うと、デジタル

化していく過程で、実際の商流のなかの無駄や、ここは集約させてかなくてはいけないということが、出てくるのだらうと思います。

それを、例えば漁場の整備と合わせてセットで考えていくという視点も必要になってきて、それも含めたロードマップが必要になってくると思います。農産物も同も同じ課題があるので漁業においても今後進めていく上で考えていただければなと思います。

すみません、コメントになりますが、以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、今のお三方の質問及びコメントについて、水産庁さん及びデジタル庁さんから御回答をいただきたいと思います。

まず、水産庁さん、お願いします。

○渡邊部長 青山先生のお話は、御要望ということだったと思いますけれども、牛の個体番号が肉になったときにばらばらで張りついてくものと、魚の場合には、一匹一匹に番号を振るわけではないので、ちょっとやり方は違うと思いますけれども、先ほどの荷口番号みたいなことで、似たようなことはできると思いますので、やっていきたいと思いますが、トレサの話は、青山先生おっしゃるように、コストがどうしてもかかってしまうので、その部分をどうするのかというのは、電子インボイスに載せれば、電子インボイスを入れるコストは当然かかりますので、その辺も含めて、できるだけコストを抑えてやれるようにしたいと思います。

あと、佐藤先生からお話がありました、その実証のところは、例えば県全域でそういうことをやるということだと、高い補助率で支援をするというようなことを、予算措置として講じているということでございます。

あと、トレサの義務化の話は、先ほど来出ていますけれども、まだ、どう取り扱っていくのか自体が決まっておきませんので、工程表というのは、今のところはないということでございます。

あと、小針さんからお話のありました点、非常に重要な点だと思います。どのようなことができるかは、よくよく庁内でも検討してまいりたいと思います。

○岩下座長 では、デジタル庁さん、いかがでしょうか、先ほど佐藤先生から御質問がありました。

○浅岡参事官 佐藤先生から御質問のありました課税事業者以外の方が商取引の中に入ってきたとき、どうなのかということなのですが、ペポルというのは、電子インボイス、デジタルインボイスの仕組みではあるのですが、要するに消費税法上の課税事業者以外の方も利用できる仕組みではありますので、別に課税事業者以外の方が使えない仕組みではありません。また、一般的に課税事業者ではなくても請求書を発行しますので、免税事業者の方であっても使っていただけるようにしていければと思います。

また、もう一点、途中でデジタル対応されない紙でインボイスを出すような人が出てくると、データの流れが途切れるのではないかとこのところは、まさにおっしゃるとおりで

す。これはデジタル庁、政府を挙げてなのですが、まさにインボイス制度への移行を機に、社会全体のデジタル化ということで、エンド・トゥ・エンドで、データ・トゥ・データで、必要な情報が紙を介さずに流せるように、しっかりとこのペポルの仕組みを普及させていきたいと考えます。そのため、中小企業庁などで、IT導入補助金の対象としていくなど、手厚くやっていくとともに、いろいろな団体とも協力しながら、皆さんにデジタルインボイスを導入していただけるように、これから働きかけを行っていく所存です。

○岩下座長 ありがとうございます。

佐藤先生、では、挙手されておられますか。

○佐藤委員 今のにコメントです。

私は税制専門なので、まさにこのインボイスを入れるので、ぜひ、この際、デジタルインボイスを原則として、紙はできるだけ除くという形で進めていければいいと思います。これは国税庁に言わなくてはいけないのですけれども、よろしく願いしますということ。

すみません、さっきの水産庁のコメントで、ちょっとまた分からなくなっちゃったのですけれども、導入する地域、例えば、どこかの北海道で導入しますといったときに、そこに重点的に補助金を入れるのはいいのですけれども、トレーサビリティ、流通経路を考えると、途中で、北海道で揚げられた魚が、東京で売られれば、今度は東京になりますね。これは、地域でこういうのは限定していいのか、あるいは流通プロセス全体をとらまえての支援になるのか、この辺りは、どういう仕分けになるのでしょうか。

○岩下座長 水産庁さん、お願いします。

○渡邊部長 すみません、トレサ制度ではなくて、その漁獲番号の、スマホなどで簡易に漁獲番号の伝達を行えるような制度を予算で支援をしているということなので、少なくとも、まず北海道の業者さんでは、そういうのが、もし北海道で手が挙げれば、そういうことになるわけですけれども、その外に出ていった場合には、そちらの事業者が、それに呼応していないとなかなか進まないのですが、そこは対象の県をどんどん広げていくことによって、最終的には、全体でうまく動く制度にしていくということではないかと思っております。

○岩下座長 よろしいでしょうか。

今の消費税とペポル、電子インボイス及びこの漁獲番号の関係については、私も若干コメントをしたいことがございますので、一委員として申し上げます。

基本的に、このインボイス制度というのは、もうこれは、2019年の消費税引上げによっても、もう導入が決定していることをごさいますして、かつ、これ自体は、全事業者に対してかかってくるものです。かつ、ペポルを入れるか入れないかというのは、これは、もちろん任意ですけれども、つまり電子化するか、紙でやるかは任意なのですが、紙でやるとなったら、物すごい大量のペーパークライシスになるというのは、いろいろなところで言われているところです。このために、今、様々な請求書、領収証の発送事務の電子化というものが、日本全国の事業所で行われているところです。

多分、一般的な漁業者というのは小規模な事業者が多いでしょうから、消費税の課税対象ではない方が多いと思いますが、一方で、そういう方々はインボイスの発行ができません。消費税の課税業者でない事業者、免税事業者は、インボイスの記載事項として必要な適格請求書発行事業者登録番号を取得できませんので、逆にその番号を取得すると、その事業者は、消費税の課税業者になりますと、そういう仕組みなので、多分一般的な漁業者の方々、それほど売上の多くない方々、小規模な方々は、消費税制度のインボイス制度に関係することは、実は逆にないのですね。そういう方はどうなるかというと、様々な取引からエクスクルードされてしまう可能性があって、それは漁業者の利益に多分ならないので、その部分を漁協が代わって、様々な手続をするということについて制度的な枠組みがあるのだと、私は認識しています。

そのために漁協さんが、インボイスの対応になる。そうすると、逆に今度は大量のペーパーライシスが漁協さんに発生しますから、漁協さんがそういうことにならないように、電子的なインボイスを導入したほうがいいのではないですかと、ちなみに、ついでにこの時期、漁獲番号の話もありますと、たまたまインボイス制度への移行があと2年と迫っておりますので、このタイミングで漁獲番号の管理及び可能な範囲でトレーサビリティも、決まっていないから何もやらないというのではなくて、これについても、いずれそれが必要となることは明らかなので、それも含めた形で、どういうことをやるのかということ、慎重に検討していただいて、かつ慎重にということですけども、2年後には、もうインボイス制度に移行するわけですからね、これをやらなかったら消費税の税額計算が適正に行えないおそれがありますから、やらざるを得ません。そうすると、ペーパーライシスになるのがいいか、電子インボイスを入れるのがいいかと、そういう二択になりますので、その部分については、意外と漁協の方々、これの認識があまりないと思います。多分、水産庁さんも、私が2年ぐらい前に、この席でこういうことを申し上げるまでは、あまり認識されていなかったのではないかと思いますので、非常に切実な問題です。人手が足りないし、電子化も得意でないとおっしゃる業種の方々に、こういうことが義務づけられることということは、大変なことだと私は考えていて、これは日本全体としてインボイス制度への対応というのはやらないと、日本全体が本当に大変なことになるので、そこについての業者の方々あるいは漁協の方々がきちんと対応するということは本当に大事なことです。

それについては、水産庁さんもぜひ危機意識を持っていただいて、迅速にかつ将来を見据えた検討をお願いしたいと思っております。

私からのコメントは、以上ですが、議論を終える前に、金丸委員から一言御発言をお願いしたいと思います。

○金丸構成員 ありがとうございます。

私は、デジタル臨時行政調査会の構成員をしています。水産庁は、デジタル原則を踏まえて、水産流通適正化法等の制度運用について、最大限デジタル活用に取り組んでいただ

きたいと思います。

水産流通適正化法の施行に向けたデータ標準等を検討しているというお話は、すばらしい取組だと思いました。ぜひとも実現してください。

そして、消費税対応のデジタルインボイス、水産流通適正化法、TAC魚種の資源管理、食の安全確保、水産物への信頼回復のための取組をつなげて、一石二鳥とは言わず、一石三鳥、四鳥まで狙っていただきたいと思います。

規制制度や行政組織の縦割りによって、一部だけのサイロ化した取組とするのではなく、ダイナミックに義務化も視野に入れて、食品のトレーサビリティを抜本的に強化していただきたいと思います。

私も引き続き、支援させていただきます。

以上です。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

林専門委員、今、チャットでコメントをお寄せいただきましたが、議事録に残すために、席上の御発言でお願いいたします。

○林専門委員 すみません、時間がないと思ひまして、ペポル導入、大賛成なのですが、もちろん代理として漁協が行っていただくことは結構なのですが、漁協だけでなく、漁業者自身も個人で、スマホアプリで導入できるようにしないと、やはり先ほど申し上げたような、独禁法上、不公正な取引行為として禁止されているところの漁協の事業との「抱き合わせ」が起こってしまいますので、デジタル庁におかれましては、その辺の設計をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、小林副大臣と、山田政務官さんはいらっしゃいましたかね、もうあれかな、であれば小林副大臣、何か以上の議論を踏まえまして、御意見はございますでしょうか。

○小林副大臣 今日委員の皆さん、水産庁関係者の皆さん、そしてデジタル庁からもありがとうございます。

2つのアプローチがどうしても必要だと思ひて、やはりトレーサビリティというのは、ほぼ間違いなく義務化しなくてはいけない時が来るのだと思ひます。

ですので、やはりそれに向けて本気で議論をしていただく必要があるということは、水産庁の皆さんにお願いをしたいと思ひます。

義務化をするといったときに、では、出来るのかという話が必ずセットで出てくるので、それは出来るのだと担保できるように、やはりシステムを用意しなくてはいけないということだと思ひて、先ほどのインボイスの対応もあるし、トレーサビリティを義務化すると、国として、そこをちゃんとケアするということの意思表示になるわけですから、例えば、魚の選り分けから、しっかりデータ入力、データベースも含めて、国がちゃんと基礎的な部分は準備をして、各市場や水揚げの場所にも配るという前提で考える

しかないのではないかなと思っています。

ちなみにワクチンの接種は、そうやりました。国でデータベースを用意して、読み取りの端末も全医療機関に配って、それでやりました。その結果トレースできているわけですので、ほぼ同じモデルなのだと思います。

諸外国でも、義務化出来ている技術があるので、改めて、やはり義務化をちゃんと検討していくということをお願いしたいということと、やはりこのシステムをきっちり国が責任を持って整備して、個人の漁業者も、うまく乗れるような仕組みを、漁協と一緒に、そしてデジタル庁と一緒に、水産庁を含め、みんなで作っていくということで、ぜひ進めさせていただきたいと思いますので、何とぞ、御検討をよろしくお願いします。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

では最後に、私からまとめのコメントをさせていただきます。

本日の議論を受けまして、農林水産省には、水産流通適正化法の制度運用について、以下の点を求めたいと思います。

まず、水産流通適正化法については、デジタル原則にのっとった対応として、漁獲番号の伝達や取引記録の保存等のデジタル化を推進し、事業者におけるデジタルの利用率向上を促す取組を御検討してください。今まさに小林副大臣がおっしゃった点だと思います。

その上で、消費税インボイス方式への移行、デジタルインボイスの導入に合わせた水産流通適正化法の執行に関するデータ標準等の検討は、ぜひ引き続き進めてください。

さらに、水産流通適正化法の執行に限らない食品のトレーサビリティについて、少なくとも、自主的にトレーサビリティを向上させたい事業者のデジタル対応が可能となるように、流通業界などに広く関係業界との協議を行い、食品トレーサビリティのためのデータ標準等の検討をお願いします。これは食品全体ですので、水産庁さん単体というよりは、農水省さんのお仕事になるかもしれませんが、こういったニーズは幅広く存在すると思いますので、ぜひそれについて積極的な対応をお願いします。

また、本日の前半、議論1でも議論をさせていただきましたが、漁獲報告がされていない大間クロマグロの問題は深刻ですし、焼津の冷凍カツオや、熊本県産アサリの偽装といった不適切な流通が見られています。こうした複数の深刻な事態が生じており、水産物については、消費者のためのトレーサビリティという観点もありますが、こういった不正を断つための様々な取引内容の可視化という観点からも、義務化を含めたトレーサビリティの強化の検討をお願いしたいと思います。

検討結果については、五月雨で結構ですので、2週間後までをめぐりに事務局に御連絡いただきたいと思います。

それでは、これにて会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。